

写

議案第七十九号

財産の取得について

次のおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年九月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年九月十六日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

- 一 財産の内容 土地
- 二 所在 地 三朝町大字本泉字美ノ田七六九番地の四二外
- 三 取得予定面積 二万三千四百五拾五平方メートル
- 四 取得予定価格 一億三千五百六拾八万四千円
- 五 相手方 三朝町大字本泉二一五番地  
山崎 暁 英 外三十八名
- 六 取得の目的 総合運動場（陸上競技場）用地